

国民生活・経済に係る政策課題

— あらゆる立場の人々が参画できる社会の実現へ向けて —

第二特別調査室 深尾 孝之

1. はじめに

参議院の調査会制度は、二院制の下、参議院の独自性、参議院らしさを発揮するものとして、参議院改革の一つとして発足したものであり、6年間という議員の任期に着目して、3年ごとに設置される。調査会は、国政の基本的事項のうち、長期的かつ総合的な調査を行うこととしているが、調査会制度も、昭和61年に調査会が初めて設置されて以来、既に30年という歳月が経過している。

こうした中で、「国民生活・経済に関する調査会」は、平成28年7月実施の参議院通常選挙を経て、第192回国会（臨時会）召集日の平成28年9月26日に設置された。調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うが、今期の調査会では、「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」について調査を行うこととし、1年目は、「経済・生活不安の解消」について、調査を進めることとしている。

ところで、フランスの経済学者であるトマ・ピケティが執筆した『21世紀の資本』が世界的なベストセラーとなり、我が国でも、翻訳本の頁数が700頁に上るにもかかわらず、評判となった。同書は、資本主義そのものに格差を低減するメカニズムはなく、放置すれば、格差社会が進行するだけと論じ、格差問題に人々の関心を集める一つの契機となった。

本稿では、調査会1年目の調査テーマである「経済・生活不安の解消」に関連し、各種の格差問題を論じることとするが、社会参画の課題について考える場合、その前提として、人々が置かれている経済状況を正しく認識・把握する必要があるため、まずは、内外経済等の状況を概観することから始める。

2. 内外経済等の状況

(1) 我が国の経済・財政・金融

我が国の経済の現状を見ると、第二次安倍内閣の経済財政政策であるアベノミクスの取組の下、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗が見られる。雇用情勢では、平成28年9月及び10月の完全失業率が3.0%となり、また、平成28年10月の有効求人倍率は1.40倍となって、36か月連続で1倍台の水準にある。また、春闘の賃上げは高い水準で、パートタイム労働者の時給は過去最高を更新するなど雇用・所得環境は改善しており、企業収益も高い水準にある。さらに、2015年度は、名目GDP、実質GDP、GDPデフレーターが、18年ぶりにそろって前年比プラスとなっている。

一方で、実質GDP成長率は緩やかな伸びにとどまっている。直近の2016年7－9月期の実質GDPの成長率は、前期比で0.3%増（年率1.3%増）で、三四半期連続でプラス成

長となっている。しかし、雇用・所得環境の改善にもかかわらず、GDPの6割を占める個人消費は平成26年の消費税率の引上げ以降、力強さを欠いた状況にある。

一方、我が国の財政については、厳しい状況にある。毎年度の歳出のうち3分の1以上を公債金に依存しているため、平成27年末の残高(一般政府債務残高)は対GDP比で248%となっており、主要先進国と比較して最悪の状況にあり、将来世代に対し、大きなつげを残している。財政構造について、諸外国と比較すると、社会保障支出の規模は対GDP比で国際的に中程度であるのに対し、これを賄う税収の規模は最低水準となっている。高齢化が他国を上回る速度で進展する中で、日本の国民負担率は、諸外国と比べて低いという現状にある。現在、日本は、財政健全化に向けた取組が求められており、2020年度(平成32年度)の基礎的財政収支(プライマリーバランス)黒字化という目標を実現し、その後債務残高比を中期的に引き下げることが必要となる。

なお、安倍内閣総理大臣は、平成28年6月1日、世界的な需要低迷のリスク等を背景に、消費税率の引上げを平成29年4月から平成31年10月まで延期することを表明している。

また、金融政策では、平成25年4月4日、日銀は、黒田総裁の下、大胆な金融緩和政策として「量的・質的金融緩和」(異次元緩和)を導入し、その後、平成26年10月には、「量的・質的金融緩和」の拡大を決定し、そして、平成28年1月には、従来の「量」・「質」だけではなく、「金利」の概念を加えた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した。さらに、平成28年9月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入している。

なお、平成28年9月、日銀は、「量的・質的金融緩和」、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の下での経済・物価動向や政策効果について、総括的な検証を実施している。

(2) 世界の経済・財政・金融

世界経済については、2008年9月にリーマン・ショックが発生し、これを契機として、世界金融危機が発生した。その後欧州債務危機が発生し、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペインの各国で金利が大きく変動した。そして、新興国・資源国経済の脆弱性や、金融資本市場の変動といった世界経済のリスクに加え、2016年6月に英国の国民投票でEU離脱が支持されたことにより、世界経済の先行き不透明感が高まっている。

次に、先進各国の財政状況を見ると、米国、英国、ドイツ、フランスでは、財政健全化に向けた取組により、財政収支は短期間で大幅に改善している。リーマン・ショック直後に同時に財政出動したG7の中で、債務残高対GDP比が高止まりしているのは、日本だけとなっている。

次に、金融政策については、米国は、2013年5月に、連邦準備制度理事会(FRB)のバーナンキ議長(当時)が量的緩和政策(QE3)の縮小を示唆し、利上げの時期が焦点となっていた。2015年12月に9年ぶりの利上げを行い、また、2016年12月14日の連邦公開市場委員会(FOMC)において、1年ぶりに0.25%の利上げを決定した。

また、ユーロ圏では、現在、欧州中央銀行(ECB)が、ドラギ総裁の下で金融緩和策を実施している。そして、かつてギリシャの財政危機を契機とした欧州債務危機が発生

した際には、EUやECB等が対応策を講じている。

3. 各種格差の現状

様々な格差が障壁となり、社会への参画を望んでいるのにその希望がかなえられない場合、解決するための方策が講じられる必要がある。

そこでまず、格差の現状について概観する。格差問題の代表的な例としては、格差を示す指標であるジニ係数の変化、生活保護受給者の増加、正規雇用と非正規雇用の格差、都市と地方の格差などが挙げられるが、本稿では、特に所得格差、賃金格差、貧困率、教育格差、地域格差、文化芸術における格差について、取り上げることにする。

(1) 所得格差

所得などの平等さを表す指標として「ジニ係数」がある。ジニ係数の求め方については、世帯（又は世帯員）の所得を低い方から順に並べて、世帯数（又は人数）の累積比率を横軸に、所得額の累積比率を縦軸にグラフを描く（これをローレンツ曲線という。）。全世帯の所得が同一であれば、ローレンツ曲線は原点を通る傾斜45度の直線に一致する。これを均等分布曲線という。逆に、所得が不均等でバラツキが大きければ大きいほどローレンツ曲線は均等分布線から遠ざかる。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布曲線とで囲まれる弓形の面積が均等分布線より下の三角形部分の面積に対する比率をいい、0から1までの値をとる。0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことになる¹。

厚生労働省は、「所得再分配調査」をおおむね3年に1度実施している。平成26年の調査結果によれば、世帯単位で見た場合、当初所得²のジニ係数0.5704に対して、再分配所得³のジニ係数は0.3759となり、所得再分配によって格差は拡大しておらず、所得の均等化が進んでいることが分かる。所得再分配によるジニ係数の改善度は、34.1%（前回比2.6ポイント増）で過去最高となっている。社会保障・税の再分配機能の拡大により、格差の拡大を防止している結果となっている（図表1）。

そして、ジニ係数の変化を時系列で見ると、当初所得では調査を重ねるごとに大きくなっているが、再分配所得ではほぼ横ばいで推移しており、ジニ係数で見た格差は拡大していない。なお、厚生労働省は、当初所得のジニ係数上昇の背景に、近年の高齢化による高齢者世帯の増加、単身世帯の増加など、世帯の小規模化といった社会構造の変化があることに留意する必要があるとしている。

次に、世帯主の年齢階級別になると、当初所得のジニ係数は60歳以上から急上昇するが、再分配所得のジニ係数は当初所得から大きく低下し、再分配機能によって、所得格差が是正されていることが分かる。

さらに、総務省統計局が平成28年10月31日に公表した「平成26年全国消費実態調査 所得

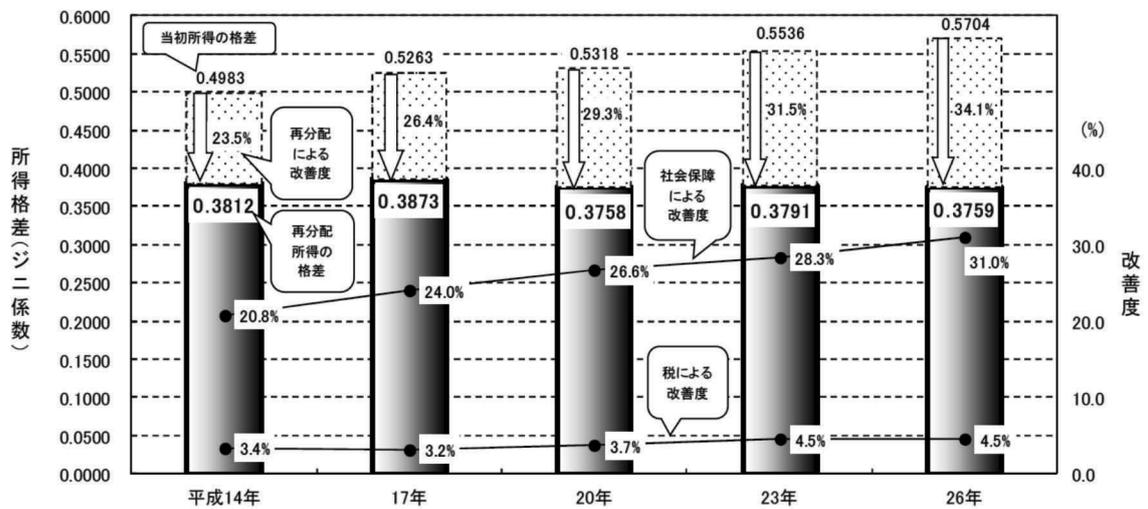
¹ 厚生労働省『平成26年所得再分配調査報告書』（平成28年9月）5頁

² 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額）の合計額である。

³ 再分配所得とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付（現金、現物）を加えたものである。

分布等に関する結果「結果の概要」によると、所得格差の現状は、次のとおりである。①総世帯における等価可処分所得⁴のジニ係数は、平成26年0.281となり、平成21年の前回調査結果の0.283から0.002低下している。②総世帯における世帯主の年齢階級別等価可処分所得のジニ係数は、前回調査結果に比べ、65歳以上では同値、それ以外の年齢階級では全て低下している。③二人以上の世帯における年間収入のジニ係数は、平成26年には0.314となり、前回調査結果の0.311から0.003上昇している。④二人以上の世帯における年齢階級別年間収入のジニ係数は、前回調査結果に比べて60～69歳では上昇、それ以外の年齢階級では全て低下している。また、世帯主の年齢が70歳以上の世帯は、年齢階級別にみて2番目にジニ係数が高く、前回調査結果より世帯構成比が上昇している。

図表1 所得再分配によるジニ係数の変化



(出所) 厚生労働省『平成26年所得再分配調査報告書』(平成28年9月)

また、所得格差を国際比較してみると、所得が上位1%の家計に集中する割合は、1980年代以降、英米で大きく拡大しているが、それ以外の日本、欧州諸国の格差は比較的軽微となっている。また、ジニ係数で見た場合、新興国も含め、日本よりも所得格差が大きい国はあり、日本は、OECD平均をやや上回っている状況にある⁵。

(2) 賃金格差

厚生労働省が平成28年2月18日に公表した「平成27年賃金構造基本統計調査の概況」によれば、次のとおりである。

まず、賃金については、男女計30万4,000円(年齢42.3歳、勤続12.1年)、男性33万5,100円(年齢43.1歳、勤続13.5年)、女性24万2,000円(年齢40.7歳、勤続9.4年)となっており、

⁴ 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って調整した所得である。

⁵ OECD Income Distribution Database (OECDホームページ) (http://www.oecd.org/social/income-distribution-database.htm) (平28.12.21最終アクセス)

女性の賃金は過去最高となっている。男女間賃金格差（男性＝100）は過去最小となった前年と同水準の72.2となっている。

次に、男女別の賃金カーブについては、男性では、年齢階級が高くなるとともに賃金が上昇し、50～54歳で43万100円（年齢階級間賃金格差（20～24歳）＝100）は209.8）と賃金がピークになり、その後下降している。男性を年齢計でみた場合、年齢階級間賃金格差は163.5となるが、これを超えるのは、40～44歳（175.5）、45～49歳（197.5）、55～59歳（200.9）の40～59歳までの3階級となっている。

同様に、女性も50～54歳の26万6,800円（年齢階級間賃金格差は135.7）がピークとなっているが、男性よりも緩やかなカーブとなっている。

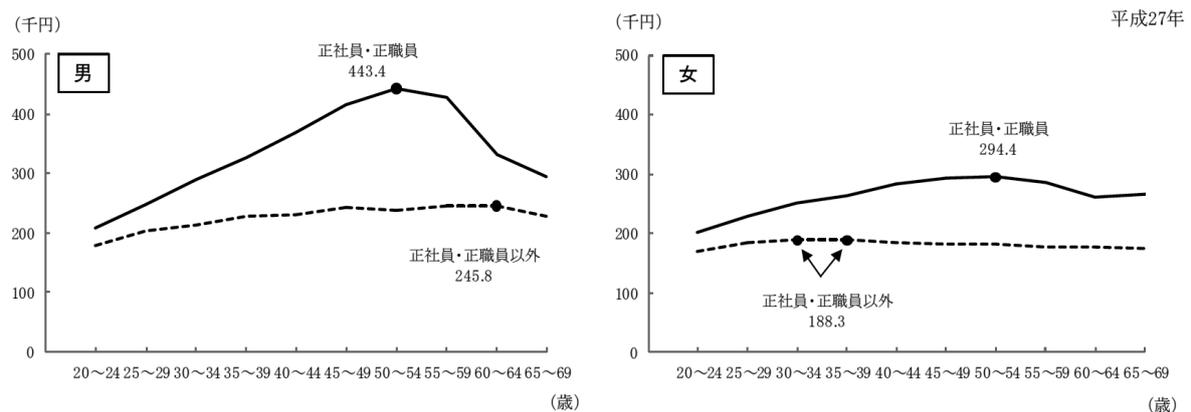
次に、学歴別の賃金については、男性では、大学・大学院卒が40万2,500円、高専・短大卒が30万8,800円、高校卒が28万8,200円であり、女性では、大学・大学院卒が28万7,800円、高専・短大卒が25万2,500円、高校卒が20万7,700円となっている。

そして、学歴別に賃金がピークとなる年齢階級は、男性で、全ての学歴において50～54歳、女性では、大学・大学院卒で65～69歳、高専・短大卒及び高校卒で50～54歳となっている。賃金カーブは、男女とも大学・大学院卒で急になっている。

次に、企業規模別の賃金については、大企業（1,000人以上）の賃金を100とすると、中企業（100～999人）の賃金は、男性で82.6、女性で89.6、小企業（10～99人）の賃金は、男性で74.4、女性で80.6となっている。

次に、主な産業別の賃金については、男性では、金融業、保険業が最高となっており、次いで教育、学習支援業となり、宿泊業、飲食サービス業が最低となっている。女性では、情報通信業が最高で、宿泊業、飲食サービス業が最低となっている。

図表2 雇用形態、性、年齢階級別賃金



(出所) 厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査の概況」(平成28年2月)

次に、雇用形態別の賃金について見てみる(図表2)。この「賃金構造基本統計調査」では、常用雇用者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

男女計では、正社員・正職員32万1,100円(年齢41.5歳、勤続12.9年)、正社員・正職員

以外20万5,100円（年齢46.8歳、勤続7.9年）となっている。

男女別では、男性で、正社員・正職員34万8,300円、正社員・正職員以外22万9,100円、女性では、正社員・正職員25万9,300円、正社員・正職員以外18万1,000円となっている。

年齢階級別では、正社員・正職員以外は、男女いずれも年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られない。正社員・正職員の賃金を100とすると、正社員・正職員以外の賃金は、男女計で63.9、男性で65.8、女性で69.8といずれも7割を切るが、雇用形態間賃金格差は男女計で過去最小となっている。

次に、短時間労働者の1時間あたり賃金については、男性が1,133円、女性が1,032円で、いずれも過去最高となっている。最も賃金が高い年齢階級は、男性では60～64歳で1,253円、女性では30～34歳で1,090円となっている。

（3）貧困率

国際的な所得格差を比較するための指標に貧困率がある。貧困率には、相対的貧困率と絶対的貧困率がある。相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の一定割合に満たない世帯員の割合のことである。

例えば、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によれば、平成24年の相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%であり、子どもの約6人に1人が貧困状態にある。そして、ひとり親世帯の貧困率は54.6%と極めて高い水準にある。

日本の子どもの貧困率については、平成7年以降、ほぼ一貫して上昇してきており、平成24年には16.3%まで達している。これは主要国の中で、米国及びイタリアに次いで3番目に高い数字となっている。

また、総務省統計局が平成28年10月31日に公表した「平成26年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果 結果の概要」によれば、平成26年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）は132万円となっており、相対的貧困率は9.9%となり、平成21年の前回調査結果の10.1%から0.2ポイント低下している。そして、子どもの相対的貧困率（17歳以下）は7.9%となり、前回調査結果の9.9%から2.0ポイント低下している。

（4）教育格差

文部科学省「平成26年度子供の学習費調査の結果」（平成27年12月24日）によれば、幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間について、各学年の「学習費総額」を単純合計すると、全て公立に通った場合でも約523万円、全て私立に通った場合では約1,770万円となっている。最も支出額が多いケースは、最も支出額が少ないケースの約3.38倍となっている。そして、独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」によれば、大学学部（昼間部）の1年間の学費（授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計）は、国立で64万7,700円、公立で66万6,300円、私立で136万1,600円となっている。

基本的に、世帯の経済状況によって、進学状況が異なっているのが実状である。高校卒業後の就職率は、全世帯で17.3%、生活保護世帯で46.1%、児童養護施設で69.8%、ひと

り親家庭では33.0%であるが、大学等進学率（専修学校を含む。）は、全世帯で73.3%であるのに対し、生活保護世帯で32.9%、児童養護施設で22.6%、ひとり親家庭では41.6%と推計され、大きく異なっている⁶。進学状況の違いは、最終的に、最終学歴や、それに伴う就職・就業状況に差を生じさせることになる。

（５）地域格差

ここでは、一人当たり県民所得と地域間の人口移動について、見てみる。

内閣府経済社会総合研究所「平成25年度県民経済計算について」（平成28年6月1日）によれば、都道府県別一人当たりの県民所得で比較すると、最高が東京都で451万円、最低が沖縄県で210万円となっており、その差は2.14倍である。45都道府県で増加したが、香川県と熊本県の2県で減少している。

地域別に見ると、九州が255万円で、関東の342万円に対して75%で、地域格差は大きい。

地域間格差を表す変動係数は13.89（対前年度比0.15ポイント減）となり、2年連続で縮小している。

また、総務省統計局「住民基本台帳移動報告 2015年結果 結果の概要」（2016年1月29日）によれば、2015年の三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）の転入・転出超過数を見ると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）は11万9,357人の転入超過、名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県）は1,090人、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県）は9,354人の転出超過となり、名古屋圏及び大阪圏は2013年以降3年連続の転出超過となっている。3大都市圏全体では10万8,913人の転入超過となり、前年に比べ1万2,030人の増加となっている。

東京圏と東京圏以外の道府県との間の転入・転出超過数をみると、東京圏以外の全ての道府県との間で東京圏が転入超過となっている。

以上から、日本全体では、東京圏に人口が流入して、人口が集中していることが分かる。

（６）文化芸術

ここでは、今後の文化芸術政策の在り方を考える一つの事例として、オーケストラを取り上げることとする⁷。

「プロ」のオーケストラについて、明確な定義はないが、公益社団法人日本オーケストラ連盟正会員の条件である4項目⁸に該当するオーケストラとする。

その上で、プロ・オーケストラを所在地別に見ると、東京に9団体、大阪に4団体、名古屋に2団体と大都市に集中している。また、地方都市の場合でも県庁所在地等比較的規

⁶ 日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング『子どもの貧困の社会的損失推計レポート』（平成27年12月）16～17頁

⁷ 新井賢治「日本のオーケストラの課題と社会的役割—東京におけるプロ・オーケストラの状況を中心に—」『立法と調査』383号（平28.12）、73～88頁

⁸ ①法人格を有する非営利団体に所属するプロフェッショナル・オーケストラであること、②固定給を支給しているメンバーによる2管編成以上のオーケストラであること、③定期会員制を採用し、年間5回以上の定期演奏会を始めとする自主演奏会を10回以上行っているオーケストラであること、④運営主体として事務局組織を持っているオーケストラであることである。

模の大きな都市に所在する傾向にある。さらに、地域による偏在も見られる。日本海側には山形交響楽団とオーケストラ・アンサンブル金沢の2団体しかなく、それ以外は、太平洋側や内陸部に所在している。地方別では、北海道、中国、九州・沖縄の各地方は1団体、東北地方も2団体しかない。それに対して関東地方には11団体（うち東京都9団体）、近畿地方には6団体（うち大阪府4団体）、北陸・東海地方は3団体（うち愛知県2団体）が集中している。人口が多く、経済の拠点である東京、大阪、名古屋の三大都市圏にオーケストラが集中していることから、採算に見合う聴衆の確保、運営の裏付けとなる資金の調達しやすさ、音響の良いクラシック音楽専用ホール、人材養成機関である音楽大学等が、これらの大都市に集中していることが大きな要因であると考えられる。

4. 経済・生活不安の解消

経済・生活不安を解消するためには、前述した各種格差をなくす努力、制度的な仕組みづくりや施策の実施が必要となる。ここでは、特に正規・非正規雇用問題、生活保護制度について、見てみる。

（1）正規・非正規雇用

非正規雇用労働者とは、総務省統計局の「労働力調査」によれば、勤め先での呼称が、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」である者のことを指す。この非正規雇用労働者は、全体として増加傾向にある。非正規雇用率は、平成6年から現在まで緩やかに増加傾向にある。平成27年平均では、役員を除く雇用者全体の37.5%を占めており、既に3人のうち1人が非正規雇用労働者となっている。平成28年10月現在、非正規雇用労働者数は2,028万人（速報値）である。

非正規雇用の増加要因としては、高齢者が増える中、定年退職後の継続雇用で非正規雇用が増加していること、景気回復等に伴い女性などがパートなどで働き始めていることが挙げられる。

しかし、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、労働者が、不本意ながら、非正規雇用で働き続けざるを得ないことが問題となっている。特に若年層で非正規雇用労働者が多くなっている。将来的には、貧困、非婚の問題につながる。そして、非正規雇用は、先に見たとおり、正規雇用と比べて、年齢・勤続年数にかかわらず、賃金が上がり横ばいのままであり、また、職業能力開発の機会も、正規雇用のように勤務先の企業から提供されることは少ない。

こうした中で、厚生労働省は、厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を平成27年9月に設置し、今後5年間の正社員転換・待遇改善に係る取組をまとめた「正社員転換・待遇改善実現プラン」を平成28年1月に策定した。同プランの主な目標は、平成28～32年度の5年間で、①不本意非正規雇用労働者の割合は、平成27年で16.9%であるが、これを全体平均で10%以下にすること、②新規大学卒業者の正社員就職の割合を95%に、新規高校卒業者の正社員就職の割合を96%にすること、③正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図り、待遇を改善することである。

そして、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、①同一労働同一賃金の実現に向けて、雇用慣行には十分留意しつつ、躊躇なく法改正の準備を進める、②どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定する、③労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出するとし、これらにより、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指すこととされた。

「一億総活躍国民会議」での安倍内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省に「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」が設置され、我が国における「同一労働同一賃金」の実現に向けた具体的方策について検討を行っている。

（２）生活保護制度

生活保護制度は、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。この制度は、社会保障の最後のセーフティネットとなっている。

生活保護の対象となるのは、生活に困窮する日本国民で、その者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために充てても、なお厚生労働大臣の定める基準で測定される最低限度の生活の維持ができない者である。

保護費として支給されるのは、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から年金や就労等で得た収入を差し引いた額である。

生活保護による扶助は、①生活扶助（食費・被服費・光熱水費等）、②教育扶助（義務教育を受けるために必要な学用品費）、③住宅扶助（アパート等の家賃）、④医療扶助（医療サービスの費用）、⑤介護扶助（介護サービスの費用）、⑥出産扶助（出産費用）、⑦生業扶助（就労に必要な技能の修得等に掛かる費用）、⑧葬祭扶助（葬祭費用）の８種類であり、必要に応じて単給又は併給される。これらの扶助を組み合わせることによって、全ての生活が保障されることになる。

生活保護受給者数は、平成23年に過去最高を更新したが、現在はほぼ横ばいで推移しており、平成27年12月現在は216.5万人となっている。

そして、世帯類型別に被保護世帯数（平成26年度）をみると、高齢者世帯が最も多く、全体の47%を占めており、一貫して増加傾向にある。それ以外については、傷病者世帯が17%、障害者世帯が12%、母子世帯は7%、その他の世帯が7%となっている。

また、貧困リスクが高い非正規雇用労働者ほど、社会保険に加入していない者の割合が高いという問題が生じているため、将来的に生活保護受給者に転じるおそれがあると思われる。

なお、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住居を失うおそれのある者等に対して家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」等の支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が、平成27年4月から実施されている。

【参考文献】

- トマ・ピケティ著、山形浩生・守岡桜・森本正史訳『21世紀の資本』（みすず書房、平成26年）
- 稲葉振一郎『不平等との闘い』（文藝春秋、平成28年）
- 小塩隆士『効率と公平を問う』（日本評論社、平成24年）
- 小塩隆士『持続可能な社会保障へ』（N T T出版、平成26年）
- 小塩隆士『18歳からの社会保障読本』（ミネルヴァ書房、平成27年）
- 厚生労働省『平成26年所得再分配調査報告書』（平成28年9月）
- 厚生労働省『平成28年版厚生労働白書』（平成28年8月）
- 厚生労働省『平成28年版労働経済の分析』（平成28年9月）
- 財務省財政制度等審議会『平成29年度予算の編成等に関する建議』（平成28年11月17日）
- 菅原佑香「経済の広場 数字で見る格差とその背景」第1～5回（大和総研ホームページ）
<<http://www.dir.co.jp/research/report/place/disparity/>>（平28.12.21最終アクセス）
- 高田創「日本の格差に関する現状」（平成27年8月28日）（同日の政府税制調査会（第17回総会）での説明資料）
- 内閣府『平成28年度年次経済財政報告』（平成28年8月）
- 内閣府『世界経済の潮流2016 I』（平成28年8月）
- 内閣府『月例経済報告』
- 21世紀政策研究所『格差問題を超越して～格差感・教育・生活保護を考える～』（平成25年3月）
- 日本国際問題研究所『国際問題』657号（平成28年12月）

（ふかお たかゆき）